

申請による換価の猶予制度のご案内

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合に、申請に基づいて、既に差押えを受けている財産の換価（公売・取立）が猶予され、期間中の延滞金の軽減を受けながら、分割納付が認められる制度があります。

（１）換価の猶予とは

- ① 市税等を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税についての誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を申請する市税等以外に、既に滞納となっている市税等がないこと。
- ④ 猶予を申請する市税等の納期限から 6 か月以内に申請書が提出されていること。
- ⑤ 担保の提供が必要である場合、担保の提供があること。

以上①～⑤の要件全てに該当するときは、原則として 1 年以内の期間に限り、財産の換価の猶予が認められる場合があります。

（２）申請の手続き

- ① 換価の猶予申請書
- ② 財産目録、資産、負債の状況を明らかにする書類（預金通帳、給与明細書等）
- ③ 担保の提供を要する場合は、提供に関し必要な書類
- ④ その他市長が必要と認める書類

換価の猶予の申請については、猶予を申請する市税等の納期限から 6 か月以内に以上①～④の必要書類を申請者が用意し提出していただく必要があります。

（３）担保の提供

原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。担保として提供することができる主な財産種類は、不動産、自動車、市長が確実と認める保証人の保証などがあります。

※なお、次のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- 1 徴収を猶予する金額が 100 万円以下である場合
- 2 徴収を猶予する期間が 3 か月以内である場合
- 3 担保を提供することにより、事業継続又は生活維持に著しい支障が生じるなど、特別な事情がある場合

(4) 猶予の期間

猶予の申請が認められると

- ① 原則として 1 年以内の範囲内で申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納できる期間に限り、市税等の分割納付が認められます。
- ② 猶予が認められた市税等につき、差押が執行された財産の換価が猶予されます。
- ③ 差押えを受けている財産が、事業の継続または生活の維持に必要があると認められるときは、差押えが解除となる場合があります。
- ④ 換価の猶予が認められた期間中の延滞金は一部が免除されます。

※ 換価の猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができるのと認められた期間に限られます。猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に、申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長 2 年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

(5) 猶予の取消し

申請していただいた場合でも、却下となり猶予が認められない場合があります。また、申請が承認された場合でも、猶予期間中に猶予の取消事由に該当したときは、猶予が取消となる場合があります。

制度について御不明な点がございましたら、熊谷市総務部納税課納税係へお問い合わせください。

熊谷市総務部納税課納税係
TEL048-524-1111 内線261